

平成 25 年兵庫県立大学大学院応用情報科学研究科・シミュレーション学研究科規程第 1 号  
神戸情報科学学術情報館長候補者選考規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、兵庫県立大学学術総合情報センター規程（平成 25 年公立大学法人兵庫県立大学規程第 95 号）第 6 条第 4 項の規定に基づき、神戸情報科学学術情報館長候補者（以下「館長候補者」という。）の選考等に関して必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第 2 条 応用情報科学研究科長及びシミュレーション学研究科長（以下「両研究科長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に、館長候補者の選考を行い、理事長に推薦しなければならない。

- (1) 館長の任期が満了するとき。
- (2) 館長が辞任を申し出たとき。
- (3) 館長が欠員となったとき。

2 両研究科長は、前項第 1 号に該当する場合には、任期満了日の 30 日以前に、同項第 2 号又は第 3 号に該当する場合にあつては速やかに、館長候補者選考を開始するものとする。

(館長候補者の資格)

第 3 条 館長候補者は、応用情報科学研究科又はシミュレーション学研究科所属の専任の教授とする。

(選考手続)

第 4 条 館長候補者の選考は、各研究科長があらかじめ、それぞれの教授会の意見を聴いた上で行う。

2 前項の規定により、それぞれの教授会の意見を聴く手続については、別に定める。

(任期)

第 5 条 館長の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(規程の改正)

第 6 条 この規程の改正は、それぞれの教授会の意見を聴いた上で両研究科長が行う。

(補則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、館長候補者の選考に関して必要な事項は、それぞれの教授会の意見を聴いた上で両研究科長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に館長である者は、この規程により選考されたものとし、その任期は平成 26 年 3 月 31 日までとする。

附 則（平成 27 年 3 月 26 日一部改正）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。